

(目的)

第1条 この規程は、校務のための国内出張(以下「出張」という。)に関する手続き及び職員に対して支給する旅費について定める。

(旅費の支給を受ける者)

第2条 職員が出張した場合には、当該職員に対して旅費を支給する。

2 第1条に定める「職員」とは、学校法人龍谷大学(以下「法人」という。)と雇用関係にあり、龍谷大学又は龍谷大学短期大学部に勤務する者をいう。

3 職員以外の者が、法人の要請により出張する場合は、その者に対して旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費は交通費、日当及び宿泊料とする。

2 交通費は鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

第4条 削除

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、校務遂行の合理性又は天災その他やむを得ない事情がある場合は、その現に通過した経路及び方法によって計算する。

2 旅費の計算は、大学又は届け出ている現住所を起点又は終点として行う。

3 出張経路と通勤経路が重複する場合、通勤と重複する部分の交通費は支給しない。

4 旅費計算上の出張日数は、1日を単位として、出張のために現に要した日数による。

第6条 削除

(打切旅費)

第7条 出張者が同一滞在地点において、到着した日の翌日から起算して、滞在日数10日を超える場合の日当については、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を定額から減じた額による。

第8条 削除

(旅費の申請、出張報告)

第9条 旅費は、本人の事前の申請に基づき支給する。ただし、事前の申請が困難な場合は、出張後の申請を認める。

2 旅費(概算払いによる旅費を含む。)の支給を受けようとする者は、支出起案に必要な書類等を添えて、所属長に提出しなければならない。

3 出張者は、当該出張後1週間以内に、当該出張についての旅費過不足を精算しなければならない。

4 出張者は、当該出張後1週間以内に、出張報告書を所属長に提出しなければならない。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は旅客運賃、急行料金(特別急行料金を含む。)、特別車両料金及び座席指定料金による。

2 鉄道賃の支給額は、別表の区分による。

3 鉄道賃の支給は、次の区分による。

(1) 旅客運賃 第5条に基づく旅客運賃の実費

(2) 特別急行料金・急行料金 特別急行料金又は急行料金を徴する列車を利用する出張で、目的地までの列車による総移動距離が片道100km以上 特別急行料金・急行料金の実費

(3) 特別車両料金 特別車両料金(グリーン車料金)を徴する車両を連結する列車を利用する出張で、目的地までの列車による総移動距離が片道100km以上 特別車両料金の実費

(4) 座席指定料金 座席指定料金を徴する列車を利用する場合で、目的地までの列車による総移動距離が片道100km以上 座席指定料金の実費

(船賃)

第11条 船賃の額は、現に支払った運賃による。

(航空賃)

第12条 航空賃の額は、現に支払った運賃による。

(車賃)

第13条 車賃の額は、現に支払った運賃による。

2 急行料金及び座席指定料金等を徴収する車両を利用した場合は、その実費とする。

3 通行料金、駐車料金等を要する場合は、その実費とする。

(日当)

第14条 日当は、当該出張中の食事代や通信料その他諸雑費を支弁するための旅費をいう。

2 日当は、総移動距離60km以上の出張の場合に別表の区分により支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、定額の半額とする。

(1) 総移動距離100km未満の日帰り出張の場合の日当

(2) やむを得ない理由により、出張日の前日から出張する場合の前日分の日当

- (3) やむを得ない理由により、出張日の翌日に移動する場合の翌日分の日当
3 総移動距離1,000km以上の日帰り出張の場合に限り定額に2,000円を加算する。
(宿泊料)

第15条 宿泊料は、別表の区分により支給する。

- 2 前項にかかわらず、車中泊については一律、一泊5,000円とする。ただし、機中泊、船中泊については支給しない。

(出張命令)

第16条 出張の命令は、出張前に、決裁された支出起案又は出張命令書(任意様式)等の通知をもって所属長が行う。

- 2 校務出張に関する事務は、予算所管部署が行う。

(旅費の調整)

第17条 旅費を計算する際、次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当する部分の旅費は支給しない。

- (1) 法人の交通機関を利用する場合
 - (2) 他の機関から旅費等の補助金が支給された場合
- 2 当該出張が、その性質上、この規程による旅費を支給した場合には不当に旅費の実費を超える場合又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合には、この規程にかかわらず実費を支給することとする。
- 3 この規程による旅費により出張することが当該出張の性質上、著しく困難である場合は、所管部長の承認を得て、別に定める旅費を支給することができる。
- 4 鉄道賃について、学長以外の職員が次の各号のいずれかに該当し、所管部長の承認を得た場合は、特別車両(グリーン車)を利用することができる。
- (1) 学長と終始同一行動をとる必要がある場合
 - (2) 他大学の学長や他機関の長等と終始同一行動をとる必要がある場合
 - (3) 医師の診断書等により健康上の理由があると認められる場合
 - (4) その他所管部長が特に必要と認める場合
- 5 宿泊料について、学長以外の職員が次の各号のいずれかに該当し、所管部長の承認を得た場合は、学長と同クラスの宿泊室を利用することができる。
- (1) 学長と終始同一行動をとる必要がある場合
 - (2) 他大学の学長や他機関の長等と終始同一行動をとる必要がある場合
 - (3) その他所管部長が特に必要と認める場合
- 6 研修を目的とした出張にあつては、旅費の全部又は一部を支給しないことがある。
- 7 学生指導等で学生と行動を共にしなければならない出張の場合、宿泊料及び交通費は実費を支給し、日当については宿泊を伴う日は一律5,000円とし、宿泊を伴わない日は定額を支給する。
(規程改正の事務処理)

第18条 本規程の改正に伴う事務は、総務部人事課が行う。

付 則

- 1 この規程は、昭和48年4月24日から施行し、同日以前に出発した旅行については、なお従前の規程による。
- 2 この規程の施行にともない、旅費規程(昭和41年10月1日施行)は廃止する。
- 3 この規程における等級の区分は当分の間、次の区分による。
 - 1等級 学長
 - 2等級 教授、局長、部(館)長
 - 3等級 助教授、講師、次長、課(事務)長、参事
 - 4等級 その他
- 4 この規程施行にともない必要な細則は、学長が定める。

付 則(昭和49年9月26日第16条改正)
この規程は、昭和49年10月1日から施行する。
付 則(昭和50年7月28日別表改正)
この規程は、昭和50年8月1日から施行する。
付 則(昭和53年3月9日第14条及び第14条第2項改正)
この規程は、昭和53年4月1日から施行する。
付 則(昭和57年4月20日別表改正)
この規程は、昭和57年4月20日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
付 則(昭和60年3月12日第15条第2項追加)
この規程は、昭和60年3月12日から施行する。
付 則(昭和63年7月21日第16条改正)
この規程は、昭和63年4月14日から施行する。
付 則(平成3年6月27日題名、第14条、第17条改正)
この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成5年3月11日第1条, 第3条～第5条, 第17条, 別表改正)

この規程は, 平成5年4月1日から施行する。

付 則(抄)(平成13年9月27日別表改正)

1 この規程は, 平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月11日第3条, 第5条, 第9条, 第11条, 第14条, 第16条, 第17条, 別表改正, 第18条新設, 第4条, 第6条, 第8条削除)

この規程は, 平成16年4月1日から施行する。

付 則(抄)(平成17年7月21日第16条, 第18条改正)

1 この規程は, 平成17年7月21日から施行する。

付 則(平成19年9月27日第18条改正)

この規程は, 平成19年10月1日から施行する。

付 則(平成23年10月13日第1条, 第2条, 第5条, 第7条, 第9条, 第10条, 第14条, 第16条, 第17条, 別表改正)

この規程は, 平成23年11月1日から施行し, 当該施行日以降に出張するものに適用する。

付 則(平成27年2月26日第2条改正)

この規程は, 平成27年4月1日から施行する。

付 則(令和2年2月27日題名, 第1条, 第9条, 第16条改正)

この規程は, 制定日(令和2年2月27日)から施行する。

付 則(令和8年2月5日第2条, 第5条, 第9条, 第14条, 第16条, 第17条, 別表改正)

この規程は, 制定日(令和8年2月5日)から施行する。

別表(第10条, 第14条, 第15条関係)

(単位: 円)

対象	鉄道賃	船賃, 航空賃, 車賃	宿泊料		日当
			東京都内	その他地域	
学長	実費 ※特別車両料金(グリーン車料金)を適用	実費	実費	実費	5,000
学長以外	実費	実費	14,000	12,000	4,000

備考

- 1 本学非常勤講師のうち, 本務先において学長, 社長, 又は理事長等の職にある者については, 「学長」の区分を適用する。